

事 務 連 絡
令和7年8月22日

地区薬剤師会 ご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

日本薬剤師会を通じて厚生労働省より「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について周知依頼が参りました。

つきましては、会務ご多忙の折誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知をお願いいたします。



日 薬 情 発 第 76 号
令 和 7 年 8 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 渡 邊 大 記

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

遡及指定申請中の医療機関から応需した電子処方箋の調剤結果を登録する際に入力する医療機関コードについて記載されております。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 5 日

別記団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、各都道府県衛生主管部(局)あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本薬局協励会

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本薬剤師会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

一般社団法人 日本慢性期医療協会

社会福祉法人 恩賜財団済生会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

事 務 連 絡
令 和 7 年 8 月 5 日

各都道府県衛生主管部(局)
医務主管課
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

「電子処方箋管理サービスの運用について」の補足について

電子処方箋の普及やその運用につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）の運用については、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号・医政発 1028 第 1 号・保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和 6 年 12 月 18 日最終改正。）においてとりまとめているところです。

今般、電子処方箋の運用に当たって、過去に発出された事務連絡との関係について、別添のとおり取りまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。なお、一般的な Q&A 等については、医療機関等向けポータルサイトに掲載しているため、併せて周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は保険局医療課と協議済みであることを申し添えます。

問 「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成22年12月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添3の問2において、保険医療機関が遡及指定を受け、医療機関コードが決定するまでの間に限り、保険医療機関は処方せんの備考欄に「現在遡及指定申請中のため医療機関コード未記入」等を分かるように記載し、処方せんの医療機関コード欄は空欄とすることとされているが、電子処方箋管理サービスの運用に当たってはどのようにすればよいか。

（答）処方せんを発行する保険医療機関においては、電子処方箋管理サービス上で、医療機関からの電子処方箋の発行及び処方情報の登録の際に医療機関コードの記録を必須としていることから、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請した承継申請処理が完了するまでの間は、遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、上記事務連絡と同様に、備考欄に、「現在遡及指定申請中のため遡及指定申請前の医療機関コードを記入」等が分かるよう記載すること。

また、保険薬局においては、調剤結果情報の登録について、発行元医療機関コードを入力する必要があるところ、電子処方箋や処方情報に記録された遡及指定申請前の医療機関コードを記録すること。なお、医療機関コード欄が空欄の紙の処方せんを受け付けた場合は、地方厚生局のホームページで確認する等により記録すること。